

# 保険外併用療養費について

初診時に紹介状をお持ちでない患者さんは、  
1,650円（消費税込）のご負担をお願いします。

健康保険法の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）において平成18年10月1日より地域の医療機関と大きな病院とがお互いに連携を図り、それぞれの役割に応じて患者さまの症状に適した医療を提供する目的として、200床以上の病院へ直接来院された初診時に健康保険の自己負担額とは別に負担していただく制度です。

以上のことにより、当院では初診時の保険外併用療養費として1,650円（消費税込み）をご負担頂きます。

マツダ病院